

和歌山認定こども園 重要事項説明書

本園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、当こども園が保護者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	公益財団法人 鉄道弘済会
所 在 地	東京都文京区小石川 1-1-1
電 話 番 号	03-6261-4134
代表者氏名	会 長 森本 雄司

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	和歌山認定こども園
施設の所在地	和歌山市中 132番3号
連 絡 先	電話番号 073-455-1983 FAX 073-455-4075
管 理 者	園 長 林 正樹
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員 (年 令 別)	(1号認定の子ども) 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定こども以外の児童 9人 (2号認定のこども) 満3歳児以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 60人 (3号認定の子ども) 満3歳未満で保育を必要とする児童 45人
開 設 年 月 日	昭和26年 4月 1日

3 施設の目的・運営の方針

本園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。

(2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわり、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

(3) 本園は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2、470.7㎡
	園庭	856.43㎡
園舎	構造	鉄骨構造2階建
	延べ面積	1、297.59㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1室	沐浴室・調乳室
ほふく室	1室	
保育室	4室	ゆり組(2歳児クラス)について1室、きく組(3歳児クラス)、さくら組(4歳児クラス)、すみれ(5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
一時預かり保育室	1室	
子育て支援室	1室	
調理室	1室	

5 職員の配置状況

職 種	員数	職員	アルバイト	備考
園 長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	21	18	3	
栄養士	1	1		
調理員	3	2	1	

本園では、「和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月20日和歌山市条例第66号。以下「条例」という。)」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	勤務時間帯（ 8：30～17：00）
主任保育士	勤務時間帯（ 8：30～17：00）
保育士	勤務時間帯（ 7：00～16：00） （ 10：00～19：00）
栄養士	勤務時間帯（ 8：00～16：30）
調理員	勤務時間帯（ 8：00～16：30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	提供する日	休業日
1号認定のこども	月曜日～金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日等 春期休業（3月27日～4月 5日） 夏期休業（8月11日～8月20日） 冬期休業（12月25日～1月8日）
2号認定のこども 3号認定のこども	月曜日～土曜日	日曜日、祝祭日等 年末年始（12月29日～1月3日）

※ その他園長が必要と定めた日

7 教育・保育を提供する時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定のこども	教育標準時間（最大5時間）	9時～14時（※1）
2号認定のこども	保育標準時間（最大11時間）	7時20分～18時20分（※2）
3号認定のこども	保育短時間（最大8時間）	8時～16時（※3）

（※1）

14時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり（14時～17時）を利用することも出来ます。（別途保護者負担金が必要となります。）

注：休日、祝日、年末年始及び園行事日等を除く。

（※2）

保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の 場合、7時20分から18時20分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（18時20分を超えて、時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(※3)

保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時20分から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（16時を超えて、時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

○ 最終登所時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登所時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登所していただきます。

○ 2号・3号認定の土曜日保育時間は、7時20分から13時00分です。

8 提供する保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省公示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	8時40分頃	11時頃	14時30分頃	
1歳児	8時40分頃	11時頃	14時30分頃	
2歳児	8時40分頃	11時頃	14時30分頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		12時00分頃	15時頃	
5歳児		12時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等は、別表に掲げる費用を負担していただきます。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定の子ども及び、3号認定の子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用取消しの申し出があったとき。
- (4) 保育料等の利用者負担金の滞納が続いた場合。
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 嘱託医

(1) 内科

医療資格	
氏名	
備考	

(2) 歯科

医療機関の名称	
医院長名	
所在地	
電話番号	

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

※ 管轄する消防署（和歌山市北消防署 電話 452-0119）

※ 管轄する警察署（和歌山県北警察署 電話 453-0110）

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当保育所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 林 正樹、唐門 千典 ・ご利用時間 8：30～18：30 ・電話番号 073-455-1983 F A X 073-455-4075 <p>担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。</p>
第三者委員	
第三者委員	

※ 本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 無 ・非常警報装置（地震）有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び火災・消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険掛金額

当保育所では、以下の保険に加入しています。

保険会社名	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付契約
保険の内容	災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）が発生したときの共済給付
保険掛金額	区分単価×園児数分

※ 保険掛金額については、園児の人数により変動します。

1.6 本園におけるその他の留意事項

1. 入所時等に、本園が作成した「入園のしおり」を配布しますので、書かれている内容のご確認をお願いします。
2. 行事で撮影した、集合写真等については、保護者の方へのお知らせとして、園内の掲示板に掲示させていただきます。

また、本園以外の施設と（老人福祉施設慰問及び避難訓練等）を行った場合についても、園以外の施設に集合写真等を掲示する場合があります。

- 改正 平成30年4月1日
- 改正 2019年4月1日
- 改正 2019年10月1日
- 改正 2020年2月1日
- 改正 2020年4月1日
- 改正 2020年8月1日
- 改正 2021年10月1日
- 改正 2022年4月1日
- 改正 2023年4月1日
- 改正 2024年4月1日

別 表

1. 教育・保育の提供に要する利用者負担金

費目名（用途）	対象児童	金額	徴収理由及び金額の根拠
給食費	1号認定のこども	月額 5,000円	・主食費 1,000円 ・副食費 4,000円
主食費	2号認定のこども	月額 1,000円	給食の提供に要する費用のうち、 主食費相当額
副食費	2号認定のこども ※副食費免除対象児童 を除く	月額 4,500円	給食の提供に要する費用のうち、 副食材料費相当額

※主食費、副食費の日割り計算はしません。

※入所用品及び絵本代については、一覧表を別途配布しますのでご確認ください。

2. 時間外保育（一時預かり・延長保育）に係る利用者負担金

(1) 【1号認定】

預かり保育料	日額 300円（14時00分～17時00分）
	春・夏・冬休み期間中 日額 700円（9:00～14:00） ※ 別途給食費150円が必要です。

※預かり保育料については、毎月請求書に実施日及び金額を明記しますので給食費と合わせて収めてください。

(2) 保育標準時間【2号・3号認定】（18:20～19:00の間）

項 目	1 日	金 額
延長保育料	1 回	200円

(3) 保育短時間【2号・3号認定】（16:00～19:00の間）

項 目	1 日	金 額
延長保育料	1 回	200円

※延長保育料については、毎月請求書に実施日及び金額を明記しますので、保育料、給食費等と合わせて収めてください。

3. 一時預かり（一般型）に関する利用者負担金

項 目	金 額
一時預かり保育料	3号認定のこども 日額 1,900円
【9:00～17:00 週3日】	2号認定のこども 日額 1,900円

※ 別途、給食費200円が必要です。

本園は、上記費用を預かった日に徴収します。

支払を受けた場合は、領収証を交付する。

利用できるのは週3日です。